平成18年3月9日 第3回農林水産省政策評価林野庁専門部会資料

# 森林整備目標の進捗状況の検証(骨子案)

# 1 評価の枠組みと対象範囲

- 〇本評価は、森林・林業基本計画に掲げられている森林整備の目標(森林の有する多面的機能の発揮に関する目標)について、その目標の達成状況、課題への取組の状況等を検証することにより、新たに策定する森林・林業基本計画の見直しの検討に活用することを目的とする。
- 〇本評価の実施に当たっては、現行の森林・林業基本計画に記載されている課題等を「森林の整備」及び「森林の保全」の観点から以下の項目に着目して総合的に評価を実施する。

【森林の整備】 総蓄積、総成長量、育成複層林の整備、間伐の推進、森林施業の効率化等

【森林の保全】 森林の面積、保安林の指定と山地災害の防止、森林病害虫等の被害の防止、生態系として重要な森林の保全等

○評価対象期間は、森林・林業基本計画の基準年である平成12年度から平成16年度までとした。

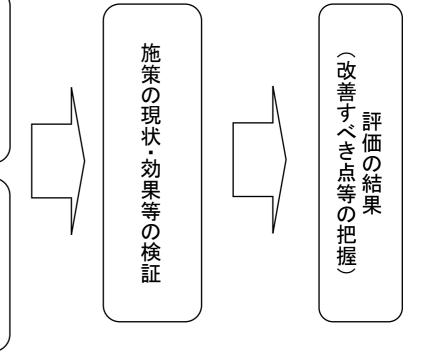
# 【2つの観点から総合的に評価】

# 【森林の整備】

森林は、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の 防止等の多面的機能を有しており、これらの機能に対 する国民の期待は一層高まっている状況にあることか ら、重視すべき機能に応じた適切な森林の整備を推進。

# 【森林の保全】

災害に強い国土基盤の形成及び良質な水の安定供給 を確保する観点から、山地災害の発生の危険性が高い 地域等における治山対策を推進。



# 2 森林・林業基本計画における森林整備目標の位置付け

- 〇現行の森林・林業基本計画は、森林・林業基本法における「木材の生産を主体とした政策から、森林の有する多面にわたる機能の時 続的発揮を図るための政策へ転換する」という新しい理念を具体化し、個々の施策を着実に進めていくために策定されたものであり、 計画的かつ効果的な森林整備・保全を進める上での基本となる指針である。
- 〇この中で、森林の区分(水土保全林、森林と人との共生林及び資源の循環利用林)ごとの望ましい森林の姿やそれに誘導するための 森林施業の考え方を示すとともに、関係者が取り組むべき課題を明らかにして、これらの課題が解決された場合に実現可能な森林の 状態を森林の有する多面的機能の発揮に関する目標として設定した。

### 森林の区分ごとの望ましい森林の姿

### 森林と人との共生林

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な 動植物の生息・生育に適している森林、街並 み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある 自然景観や歴史的風致を構成している森林、 騒音や風などを防ぎ生活に潤いと安心を与え る森林、身近な自然や自然とのふれあいの場 として適切に管理され、住民等に憩いと学び の場を提供している森林

### 水十保全林

下層植生が生育するための空間が確保 され適度な光が差し込み、落葉などの 有機物が土壌に豊富に供給され、下層 植生とともに樹木の根が深く広く発達 し土壌を保持する能力や水を蓄える土 壌中のすき間が十分に形成され保水す

### 資源の循環利用林

林木の育成に適した土壌を有し、木材 として利用する上で良好な樹木により 構成され、二酸化炭素の固定能力が高 い成長量を有する森林であって、団地 的なまとまりがあり、林道等の基盤施 設が適切に整備されている森林

### 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

区分	平成12年	目標とする	(参考) 指向する森		
区川		十八八十	平成22年	平成32年	林の状態
水土保全林	育成単層林	580	570	550	210
(万ha)	育成複層林	50	80	130	510
	天然生林	670	650	630	590
森林と人との共生林	育成単層林	160	150	140	20
(万ha)	育成複層林	10	30	40	180
	天然生林	380	370	360	350
資源の循環利用林	育成単層林	300	300	290	210
(万ha)	育成複層林	20	40	60	180
	天然生林	340	330	320	260
総森林面積	育成単層林	1, 030	1, 020	970	440
(万ha)	育成複層林	90	140	230	870
	天然生林	1, 390	1, 350	1, 310	1, 200
	合計	2, 510	2, 510	2, 510	2, 510
総蓄積 (百万m³)	3, 930	4, 410	4, 730	5, 080	
ha当たり蓄積 (m³)	156	176	188	202	
総成長量 (百万m³)	89	80	69	58	
ha当たり成長量 (m	3. 5	3. 2	2. 7	2. 3	

# 3 森林・林業基本計画策定以降の制度等の展開状況

- 〇森林法の改正(H13.7)により、全国森林計画(H13.10)、地域森林計画(H13.12)、市町村森林整備計画(H14.3)の変更において、 森林の3区分が明確化されるとともに、森林施業計画制度が森林の区分に応じたものへと見直され、複層林化、針広混交林化等、森 林の区分に応じた森林整備を推進することとされた。
- 〇森林法の改正(H15.5)、全国森林計画の策定(H15.10)、森林整備保全事業計画の策定(H16.6)により、造林や保育等による「森林の整備」と荒廃地の復旧整備等による「森林の保全」を併せて推進することとされた。
- 〇第5期保安林整備計画の変更(H14.3)、森林法の改正(H16.3)により、森林・林業基本計画等を踏まえた計画的な保安林指定や特定保安林の整備等を推進することとされた。
- 〇森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備等の取組を着実かつ総合的に実施し、3.9%の森林吸収量を確保するため「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定し(H14.12)、京都議定書目標達成計画(H17.4)を踏まえ改訂(H17.9)した。

施策			:	状			
	H 1 3 年度	H 1 4 年度	1.5	H 1 5 年度		I 6 年度	H 1 7 年度
森林法	13.7改正 ・公益的機能別の森林整備		· <u>*</u>		16.3改正 要間伐森林制 (要間伐森林に 特定保安林制	対する健全な森	林整備の推進)
				加え「森林整備保全事業計画」   <u>を創設。                                    </u>	(機能が低下し	た保安林における	る整備の推進)
森林・林業基 本法				の持続的かつ健全な発展を基本理念 通し」から「森林・林業基本計画			
森林・林業基 本計画	13.10策定 ・森林・林業基本法の改正によ						
全国森林計画				計画期間: H16. 4. 1~H31. 3. 31   15年10月策定   16年6月変更			
	・森林・林業基本計画の策定( 整備に関する事項を参考記載		はない こうしゅうしゅう	・森林法の一部改正により「基本 な事項」に「森林の保全」の内 を追加。		送の一部改正に。と整備方針の内容	
森林整備保全	2 次森林整備事	業計画(計画期間:H9~H15)					□期間:H16~H20)
事業計画		計画 (計画期間: H9~H15)			※森林法の一部改正により策定		
保安林整備計画	14年3月変更 第5期 ・森林・林業基本計画に基づく、保安林の指定計画及び施業方法等の見直 (計画期間:H6~H15)   し。						
森林整備事業		<u>H14年度より</u> 森林整備事業	業の再約	編(森林の区分に応じた事業体系の	の再編と造林と	林道の一体的整体	<b>備</b> )
地球温暖化防止森林吸収源 10カ年対策			地球温	暖化対策推進大綱及び森林・林業	基本計画に基づ (期間:H15		17. 9改訂
京都議定書目標達成計画							地球温暖化対策の推 進に関する法律に基 づきH17.4策定

# 4 森林の区分の設定手続き

- 〇市町村が当該市町村内の民有林についてたてる「市町村森林整備計画」及び国有林における「国有林の地域別の森林計画」において、 森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つに区分している。
- 〇これらの森林の区分の決定に当たっては、森林・林業基本計画における基本的な考え方に基づいて、市町村が地域森林計画に適合した市町村森林整備計画を策定し、地域住民の意向調査、幅広い関係者による合意形成、計画案の公告・縦覧など森林所有者等の関係者や国民の意見を反映する仕組みが手続として整備された(図1)。
- 〇その結果、水土保全林1,646万ha、森林と人との共生林328万ha、資源の循環利用林538万haとなった(図2)。

### 図1 市町村における森林の区分に当たっての手続きの流れ

### 市町村森林整備計画

市町村が地域の実情に即して、間伐、保育等の森林整備や森林施業の共同化等の条件整備を推進するための5年毎にたてる10年間の計画

市町村

### 計画づくりのための調査

森林の現況、森林施業の実施状況等、計画づくりのための調査の実施等

### 地域における合意形成

協議会開催等により森林所有者、林業・木材産業関係者、学識経験者等から意見を聴取するとともに、現地調査、地域住民の意向を踏まえ計画案を作成

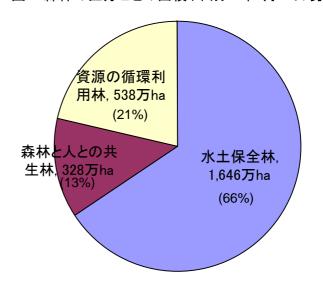
計画案の公告・縦覧

森林管理局長、都道府県知事との協議

3つの「森林の区分」の決定

公 表

### 図2 森林の区分ごとの面積(平成14年3月31日現在)



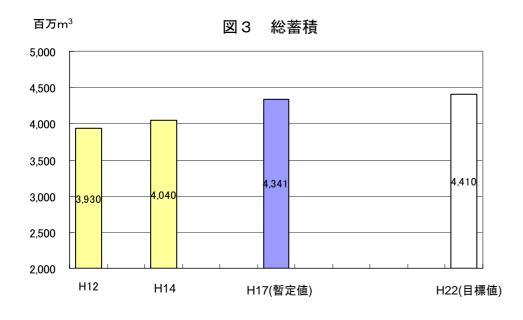
資料:林野庁業務資料

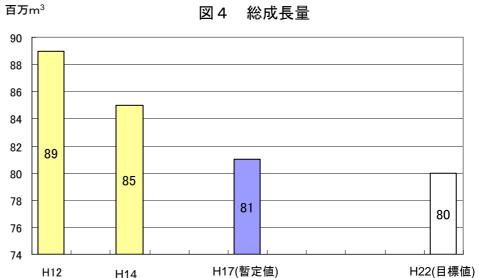
# 5 森林の区分に応じた森林の整備・保全の状況

# (1) 森林の整備

(総蓄積、総成長量)

- 〇総蓄積は、平成16年度末現在、4,341百万m<sup>3</sup>(暫定値(推計値を含む))となっている(図3)。
- 〇総成長量は、平成16年度末現在、81百万m<sup>3</sup>(暫定値(推計値を含む))となっている(図4)。



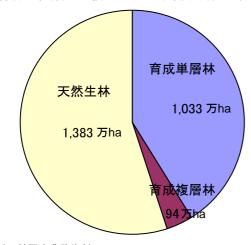


資料: 林野庁業務資料 注: 各年とも3月31日現在の数値 資料: 林野庁業務資料 注:各年とも3月31日現在の数値

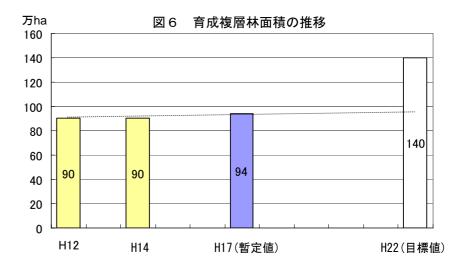
# (育成複層林の整備)

- 〇森林整備事業等により森林の区分に応じた森林の整備が推進された結果、平成16年度末現在(暫定値(推計値を含む))、育成単層林1,033万ha、育成複層林94万ha、天然生林1,383万haとなった(図5)。
- 〇特に各森林の区分で整備を進める育成複層林の面積は、森林・林業基本計画における平成22年の目標のおよそ7割程度にとどまっている(図6)。
- 〇これは、林業経営意欲の減退による主伐面積の減少、間伐や育成複層林施業に対応できる効率的な作業システムの導入やこれらに対応した路網の整備の遅れに加え、育成複層林の姿やそのための整備の推進手法が森林所有者等に十分に浸透していないことなどが一因となっているものと考えられる。
- 〇今後、育成複層林の整備を進めるためには、森林の区分に応じた誘導すべき育成複層林の姿やそのための整備の推進手法が森 林所有者等に十分浸透させることが必要である。また、複層林化、針広混交林化等多様な森林の整備が推進されることが必要 である。

図5 森林の種類別面積(平成16年度末現在(暫定値))

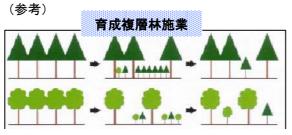


資料: 林野庁業務資料



資料:林野庁業務資料

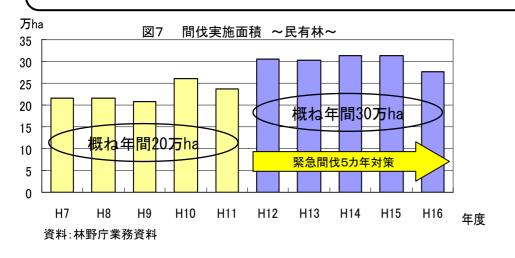
注:各年とも3月31日現在の数値

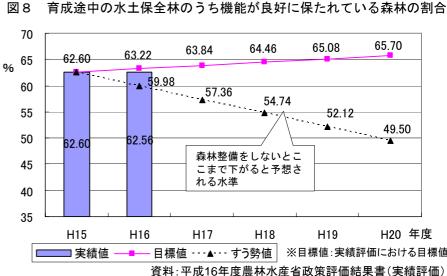


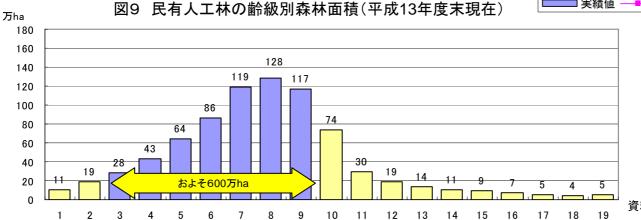
抜き伐り等により部分的に伐採し、人為により更新するもの。

# (間伐の推進)

- 〇「緊急間伐5カ年対策」(平成12~16年度)の実施により計画的な間伐が行われた結果、5年間でおよそ151万ha、概ね年間30 万haの間伐が実施された(図7)。
- 〇間伐等の森林整備が行われた結果、平成16年度末現在、育成途中(3~9齢級)の水土保全林のうち、機能が良好に保たれてい る森林の割合がおよそ63%となっている。これらの育成途中の水土保全林については、適切な森林整備が行われなければ、今 後、機能が保たれなくなるおそれがある(図8)。
- 〇なお、育成途中(3~9齢級)の民有林の人工林は、平成13年度末現在およそ600万haあり、将来的にはこれらのうち、手入れが 必要な森林において間伐の実施等により、森林の有する多面的機能が持続的に発揮される状態とすることが必要である(図9)。



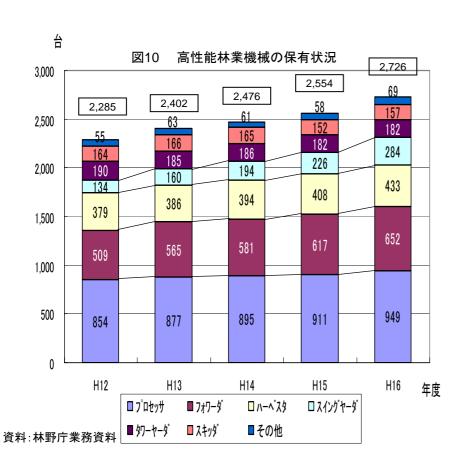




資料:林野庁業務資料

# (森林施業の効率化等)

- 〇平成16年度末の高性能林業機械の保有状況はおよそ2,700台で、スイングヤーダ、フォワーダ、プロセッサを中心に伸びており平成12年度末時点のおよそ1.2倍に増加したものの(図10)、素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合は、平成15年度末時点で26%にとどまっている。
- 〇林内道路密度は、平成16年度末現在で12.8m/haとなっており、森林・林業基本計画の目標による林内道路密度18.2m/haのおよそ7割程度にとどまっている(図11)。
- 〇高性能林業機械の導入や自然条件に応じた林道の開設、森林施業の集約化・団地化等の推進により、効率的な森林施業の実現 に一定の成果がみられた(事例)。
- 〇さらに森林施業の効率化等を進めるためには、森林施業の集約化・団地化を進めるとともに、間伐や育成複層林施業に対応で きる効率的な作業システムの導入・普及や、これらの作業システムに対応する路網の整備をさらに推進することが必要である。



# (参考) 主な高性能林業機械



### プロセッサ(造材機)

林道や土場などで全木集材されてきた材の枝払い、 測尺玉切りを連続して行い、玉切りした材の集積作業 を一貫して行う。



### フォワーダ(積載式集材車輌)

グラップルクレーンで玉切りした短幹材を荷台に積ん で運ぶ集材専用の自走式機械



### スイングヤーダ(旋回ブーム式タワー付き集材機)

主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機

### 図11 林内道路密度の推移 m/ha 14.0 12.8 12.6 12.4 12.1 11.6 12.0 10.0 8.0 6.0 4.0 2.0 0.0 H16 年度 H12 S63 H8

資料: 林野庁業務資料 注:1)各年とも年度末の数値である。

2) 林内の公道等との合算数値であり、作業道は含まない。

# 〇高性能林業機械の導入と一体化した高密度路網の整備

香美森林組合(高知県)では、 間伐を進めるため、<u>民有林所有者</u> と合意形成を図り、約900haをモ デル的に団地化した。

モデル団地内では、作業システムに対応した路網整備を進めるとともに、併せてスイングヤーダ等の高性能林業機械の導入や列状間 伐の導入を図り、事業実施前に比べ約2倍の生産性の向上を実現した。



# 〇路網の整備による効率的な間伐の推進

島根県のM社では、利用間伐を中心に事業を展開し、作業効率を考えた丸太工法による幅員3mの作業道や枝線としての集材路を積極的に開設している。

このため、高性能林業機械の 効率的な作業による間伐材の搬 出生産が可能となり、経費のコ ストダウンが図られている。ま

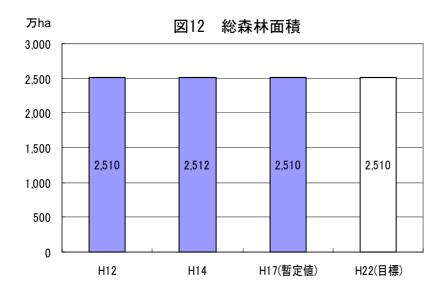


た、森林所有者と長期の森林施業委託契約を締結し、森林施業 計画を樹立して、間伐を実施することで安定的な事業量を確保 するとともに、地域としても計画的な森林整備が図られること となり、地域林業の活性化に寄与している。

# (2) 森林の保全

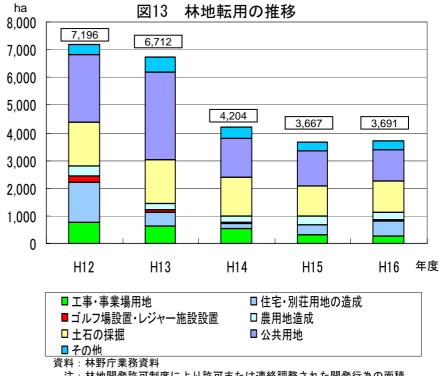
# (森林の面積)

- 〇総森林面積は、平成16年度末現在、2,510万ha(暫定値(推計値を含む))で、ここ数年横這いに推移しており、大きな減少はみられなかった(図12)。
- 〇これは大規模な林地の開発・転用が少なかったことによるものと考えられる(図13)。



資料:林野庁業務資料

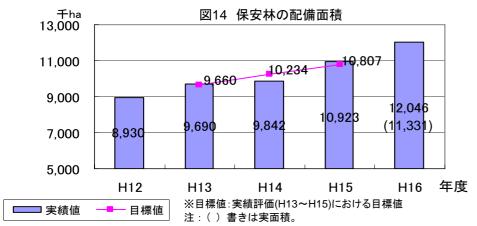
注:各年とも3月31日現在の数値



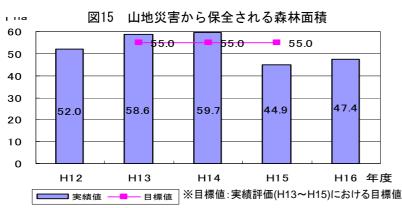
注: 林地開発許可制度により許可または連絡調整された開発行為の面積 の合計である(国有林に係るもの及び保安林解除に係るものは含まれ ない。)。

### (保安林の指定と山地災害の防止)

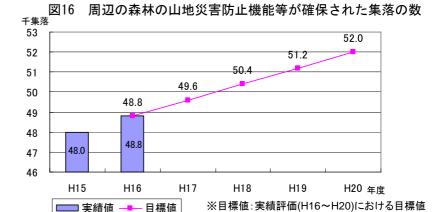
- 〇保安林の指定については、平成16年度末に延面積でおよそ1,205万ha(実面積でおよそ1,133万ha)と目標を達成しており、その後も引き続き計画的な指定とその適切な管理を推進している(図14)。
- 〇また、荒廃地の復旧整備を図るため治山事業による治山施設の設置と保安林の整備を実施したことにより、山地災害から保全される森林面積が平成12年度から平成16年度の5年間に年平均およそ52.5千haずつ増加した(図15)。
- 〇平成16年度からは、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落数を平成15年度の4万8千集落から平成20年度に5万2千集落 に増加させることを目標としてこれらの施策が推進されている(図16)。
- 〇しかしながら、局地的豪雨の頻発や少雨年と多雨年の変動幅の拡大等により、依然として流木災害等流域全体に及ぶものを含む山地災害が発生し、山地災害危険地区も増加している(図17)。また、極端な少雨等の影響により地域的な渇水も発生している。
- 〇このため伐採や開発行為等の規制措置の適正な運用を図ることはもとより、民有林と国有林が連携した総合的な流域保全対策や山 地災害危険地区の再点検と特に緊急性・重要性の高い地区への重点的な対策等を推進することが重要である。



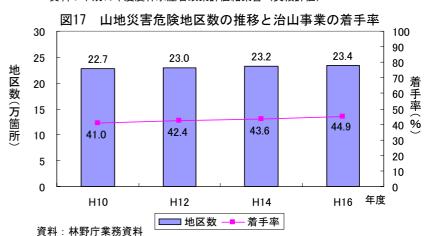
資料: 平成15年度及び平成16年度農林水産省政策評価結果書(実績評価)



資料:平成15年度農林水産省政策評価結果書(実績評価)及び林野庁業務資料注:当該年に整備された治山施設等によって保全効果が確保された森林の面積を計上

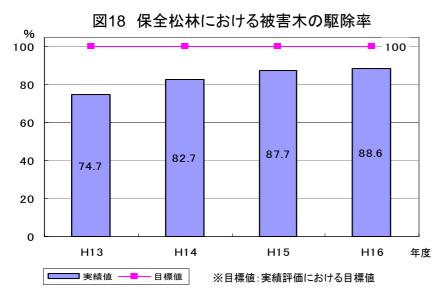


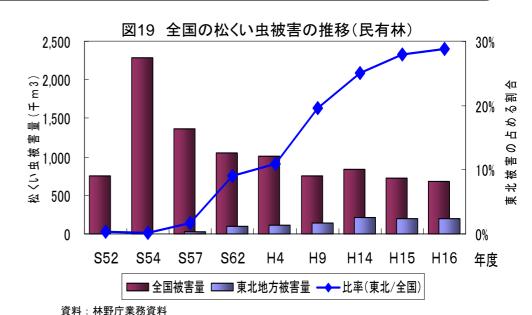
資料:平成16年度農林水産省政策評価結果書(実績評価)



# (森林病害虫等の被害の防止)

- 〇松くい虫被害対策をはじめ森林の保全に重要な森林病害虫等の防除対策を実施している(図18)。
- 〇松くい虫の被害量は全国的に減少傾向にあるが、東北地方の高緯度地域や寒冷な高標高地域等では被害地域が拡大していることから、引き続き、被害先端地域の拡大防止を図ることが必要である(図19)。
- 〇また、シカなどの野生鳥獣による森林被害は、依然として深刻な状況となっていることから(表 1)、今後も森林被害防止対策が必要である。





資料:平成16年度農林水産省政策評価結果書(実績評価)

表 1 哺乳動物による森林被害

単位:千ha

	シカ	カモシカ	クマ	イノシ	ノウサ ギ	ノネズミ	サル
平成12年度	4.6	1.0	0.6	0.5	0.6	0.3	0.7
平成13年度	4.0	1.3	0.5	0.5	0.6	0.5	1.1
平成14年度	4.3	1.1	0.3	0.4	0.5	0.3	0.1
平成15年度	4.5	1.1	0.5	0.5	0.4	0.2	0.1
平成16年度	4.0	1.0	0.7	0.7	0.4	0.8	0.2

資料: 林野庁業務資料

# (生態系として重要な森林の保全等)

- 〇原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、貴重な動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資すること を目的とした保護林の設定が国有林で進められ、平成16年度末現在、840箇所、658千haに増加しており、貴重な森林の保全に一 定の成果をあげていると考えられる(図20)。
- 〇また、保護林を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」の整備が国有林を中心に民有林とも連携しつつ進められており、 平成16年度末現在、19箇所391千ha設定され、種の保全や遺伝的な多様性の確保に一定の成果をあげていると考えられる(図21)。



資料:平成15年度農林水産省政策評価結果書(実績評価)



小瓷面點景

図21 緑の回廊位置図

番号		面積	延長
番写	名 称	( <del>千</del> ha)	(km)
1	知床半島緑の回廊	12	36
2	大雪・日高緑の回廊	19	83
3	支笏・無意根緑の回廊	7	30
4	奥羽山脈緑の回廊	79	400
(5)	白神八甲田緑の回廊	22	50
6	北上高地緑の回廊	27	150
7	鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	64	260
8	緑の回廊越後線	27	70
9	緑の回廊日光線	13	38
10	緑の回廊三国線	13	52
11)	秩父山地緑の回廊	6	44
12	丹沢緑の回廊	4	43
13	富士山緑の回廊	2	24
14)	緑の回廊雨飾・戸隠	4	17
15)	緑の回廊八ヶ岳	6	21
16	白山山系緑の回廊	43	70
17)	越美山地緑の回廊	24	66
18)	四国山地緑の回廊	18	128
19	大隈半島緑の回廊	1	22
	合計19箇所	391	

注:面積、延長は平成17年4月1日現在のデータである。

# 6 評価の結果

- ○育成複層林の整備実績が低位にとどまっていることから、育成複層林の整備を加速化させる必要がある。この場合、森林の区分に応じた誘導すべき育成複層林の姿やそのための整備の推進手法を森林所有者等に十分に浸透させることが必要である。また、複層林化、針広混交林化等多様な森林の整備が推進されることが必要である。
- 〇水土保全林のうち機能が良好に保たれていない森林の増加への懸念や依然として間伐の必要な森林が残って いる現状にあることから、効率的に間伐を実施していくことが必要である。
- 〇効率的な森林施業等を推進するため、施業の集約化・団地化を進めるとともに、間伐や育成複層林施業に対応できる効率的な作業システムの導入・普及や、これらの作業システムに対応する路網の整備を推進することが必要である。
- 〇安全で安心できる豊かな暮らしの実現に向け、地域の安全性の向上、良質な水資源の安定的な供給等を図るため今後も引き続き、保安林の計画的な指定と適切な管理、及び治山事業の一層の推進が必要である。この場合、保安林の効率的な管理体制の整備、民有林と国有林が連携した総合的な流域保全対策、山地災害危険地区の再点検と特に緊急性・重要性の高い地区への重点的な対策等を推進することが重要である。
- ○東北地方の高緯度地域や寒冷な高標高地域等における松くい虫被害地域が近年拡大傾向にあることやシカ等の野生鳥獣による被害が依然として拡大・深刻化していることから、今後も引き続き、効果的な森林被害の防除対策を進めることが必要である。
- 〇今後も引き続き、森林生態系からなる自然環境の維持、種の保全や遺伝的な多様性の確保等の観点から貴重 な森林を適切に維持・保全していくことが必要である。